

# 社団法人 日本船舶海洋工学会 定款

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、社団法人日本船舶海洋工学会と称する。
- 第 2 条 本会は、船舶及び海洋工学に関する学術技芸を考究し、その発達を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 論文集、会誌および資料の刊行
  - (2) 講演会の開催
  - (3) 会員の技術力向上のための支援活動
  - (4) 試験および研究の実施および助成
  - (5) 調査、建議および諮問の応答
  - (6) 国際会議への協力および国際事業の実施
  - (7) 前記各号のほか、本会の目的達成に必要な事業
- 第 4 条 本会は、事務所を東京都港区芝大門2丁目12番9号に置く。
- 第 5 条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。
- 第 6 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日で終る。
- 第 7 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て総会で定める。

## 第 2 章 会 員

- 第 8 条 会員を次の5種とする。
- (1) 名誉員
  - (2) 功労員
  - (3) 正 員
  - (4) 学生員
  - (5) 団体員
- 第 9 条 名誉員は、船舶及び海洋工学に関する学術技芸に関して功績の著しい者の中から、総会において推薦する。
- 第 10 条 功労員は、本会の事業に対して特に功労のあった正員の中から、総会において推薦する。
- 第 11 条 正員は次に掲げる者とする。
- (1) 船舶及び海洋工学の研究者および技術者
  - (2) 船舶の職員または船舶及び海洋工学その他一般海事に関する事業の従業者および経験者
  - (3) その他理事会において適当と認めた者
- 第 12 条 学生員は、学生であって、船舶及び海洋工学その他一般海事に関する課程を修めている者とする。

- 第 13 条 団体員は、本会の事業に関係ある団体であつて、本会を賛助する者とする。
- 第 14 条 正員であつて、名誉員または功労員に推薦された者は、正員の資格を有するものとする。
- 第 15 条 正員、学生員または団体員になろうとする者は規定の申込をして、理事会の承認を受けなければならない。
- 第 16 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。  
(1)退会したとき  
(2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき  
(3)除名されたとき
- 第 17 条 会員が退会しようとする場合は、書面でその旨会長に申出て、理事会の承認を受けなければならない。
- 第 18 条 会費を2年以上滞納する者、または本会の名誉・体面を汚すような行為のあった者、本会の目的に違反する行為をした者、本会の会員としての義務に違反した者は、理事会および総会において理事現在数及び社員現在数各々3分の2以上の議決によって、会長が除名することができる。  
この場合、理事会及び総会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第 3 章 会 費

- 第 19 条 正員、学生員および団体員は、入会の際に、別に定める入会金を、また、毎年、別に定める会費を本会に納入しなければならない。  
尚 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があつても返還しない。
- 第 20 条 名誉員または功労員は、会費を納付する必要はない。

### 第 4 章 役 員、代 議 員 及 び 職 員

- 第 21 条 本会に、次の役員を置く。  
理 事 12名以上15名以内 但し、会長1名、副会長3名を含む  
監 事 3名
- 第 22 条 会長は、総会において別に定める方法により正員の中から選任する。  
ただし再任することはできない。
- 第 23 条 会長を除く理事および監事は、総会において別に定める方法により正員の中から選任する。但し、監事の内1名は本会会員資格を問はない。  
理事および監事は、それぞれ4年間継続就任している者を選任することはできない。  
尚 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 第 24 条 同一業界から選任される理事の数は、理事総数の半数未満でなければならない。  
また特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。
- 第 25 条 会長は、次期の理事に選任されることはできない。
- 第 26 条 会長以下の各理事は理事会を組織し、この定款および総会の議決にもとづいて会務を処理する。
- 第 27 条 本会に、副会長2名以上3名以内を置く。
- 第 28 条 会長は、本会を代表し会務を総理し、総会および理事会の議長となる。
- 第 29 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。

- 第 30 条 監事は本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
- (1) 本会の財産及び会計の状況を監査すること
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため、必要があるときは理事会又は総会を招集すること
- 第 31 条 役員任期は、就任後第 2 回の通常総会を終るまでとする。
- 第 32 条 会長、理事および監事は、任期満了後でも後任者に事務の引継を終るまではなおその職務を行う。
- 第 33 条 会長が欠けたとき、残存期間が著しく短い場合補欠選挙を行わないことができる。
- 第 34 条 会長以外の理事、監事および代議員中に欠員が生じたときは、理事会の議を経て次点者で補うこととし、総会で承認する。
- 第 35 条 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 第 36 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会および総会において、理事現在数及び社員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。
- この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 第 37 条 常勤の役員は有給とすることができる。
2. 役員には費用を支弁する事が出来る。
  3. 前項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。
- 第 38 条 代議員は、正員の互選により、70 名以上 80 名以内を定める。
2. 代議員任期は、就任後第 2 回の通常総会を終るまでとする。
  3. 代議員は、無報酬とする。
- 第 39 条 代議員及び理事、正員資格を有する監事を民法上の社員とし、総会における議決権を有する。
- 第 40 条 代議員が次の各号の一に該当するときは、理事会および総会において、理事現在数及び社員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその代議員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 第 41 条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
2. 職員は、会長が任免する。
  3. 職員は、有給とする。

## 第 5 章 会 議

- 第 42 条 理事会は、毎年 6 回会長が招集する。但し会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 第 43 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。  
ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。
2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
  3. 当該理事会の議事内容は、議事録を作成し、議長及び当該理事会において選任された出席理事の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。
- 第 44 条 総会は第 39 条に定める社員によって構成する。
- 第 45 条 通常総会は、毎年 1 回春季に開催し、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
  - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
  - (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
  - (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの
- 第 46 条 臨時総会は、次の事由があつて通常総会の開催を待つことができない場合に会長が招集するものとする。
- (1) 理事会で必要と認めたとき
  - (2) 代議員の 5 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して請求のあつたとき  
この時は、その請求があつた日から 60 日以内に会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 第 47 条 総会の会場および日時は、理事会が定める。
- 第 48 条 総会の招集は、少なくとも 30 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
- 第 49 条 総会の議事は、社員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。
2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 50 条 前会長は総会に出席して意見を述べることができる。
- 第 51 条 社員でない会員は、総会に出席することは出来るが、議決権を有しないものとする。総会において意見を述べるときは、所定の手続きによるものとする。
- 第 52 条 総会の議事の要領及び議決事項は、会誌等により全会員に報告するものとする。
- 第 53 条 総会及び臨時総会においては、議事録を作成し、議長及び当該総会において選任された出席者の代表 2 名以上が署名捺印の上、これを保存する。

## 第 6 章 資産および会計

- 第 54 条 本会の資産は、次のとおりとする。
1. 入会金および会費
  2. 事業に伴う収入

3. 資産から生じる収入
4. 寄附金品
5. その他の収入

- 第 55 条 本会の資産を分けて、基本財産および運用財産とする。
2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
    - (1) 設立当初の財産目録のうち基本財産の部に記載された財産
    - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
    - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
  3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 第 56 条 本会の資産の保管および運用は、会長の管理責任のもとに理事会が行う。
- 第 57 条 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券、定期郵便貯金、信託預金あるいは定期預金とする。
- 第 58 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数および代議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。
- 第 59 条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。
- 第 60 条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、毎事業年度開始前に理事会及び総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算が総会において変更された場合も同様とする。
2. 前項にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することが出来る。この収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 第 61 条 本会の事業報告およびこれに伴う収支決算は、会長が作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。
2. 収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部または全部を基本財産に編入するか、または翌年度に繰越すものとする。
- 第 62 条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数および代議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 第 63 条 第58条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。
- 第 64 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 7 章 定款の変更および解散

- 第 65 条 この定款を変更するには、理事会および総会において理事現在数及び社員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 第 66 条 本会を解散するには、理事会および総会において理事現在数及び社員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 第 67 条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において理事現在数及び社員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を得て、本会と同種または類似の目的を持つ公益法人に寄附するものとする。

## 第 8 章 雑 則

- 第 68 条 本会の事務局に次の書類及び帳簿を備えるものとする。但し他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない
- (1) 定 款
  - (2) 会員の名簿
  - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
  - (4) 財産目録
  - (5) 資産台帳及び負債台帳
  - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
  - (8) 官公署往復書類
  - (9) 収支予算書及び事業計画書
  - (10) 収支計算書及び事業報告書
  - (11) 貸借対照表
  - (12) 正味財産増減計算書
  - (13) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類及び同項第 9 号から第 12 号までの書類は永年、同項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上同項第 8 号及び第 13 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存するものとする。
- 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 9 号から第 12 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

- 付則(1) 本定款は、昭和43年2月16日文部大臣認可の日から適用する。
- 付則(2) この定款の変更は、文部大臣認可のあった日(昭和44年6月10日)から施行する。  
ただし、第19条は昭和44年7月1日から適用し、第21条、第24条、第26条および第27条は、昭和44年通常総会から適用する。
- 付則(3) この定款の変更は、文部大臣認可のあった日(昭和44年7月24日)から施行する。  
ただしその適用は昭和44年秋季の通常総会終了の時からとし、第5条の変更による初めの事業年度は昭和44年10月1日から昭和45年3月末日までの半年間とする。
- 付則(4) この定款の変更は、文部大臣認可のあった日(昭和47年6月16日)から施行する。  
ただし、その適用は昭和48年1月1日からとする。
- 付則(5) この定款の変更は、文部大臣認可のあった日(昭和49年6月11日)から施行する。  
ただし、その適用は昭和50年1月1日からとする。
- 付則(6) この定款の変更は、昭和54年1月1日から施行する。
- 付則(7) この定款の変更は、文部大臣認可のあった日(昭和62年11月20日)から施行する。
- 付則(8) この定款の変更は、文部大臣認可のあった日(平成4年10月15日)から施行する。
- 付則(9) この定款の変更は、文部大臣認可のあった日(平成7年7月12日)から施行し、平成8年1月1日から適用する。
- 付則(10) この定款の変更は、文部科学大臣認可のあった日(平成14年2月7日)から施行する。
- 付則(11) この定款の変更は、文部科学大臣認可のあった日(平成17年1月21日)から施行する。
- 付則(12) この定款の変更は、文部大臣認可のあった日(平成17年3月3日)から施行し、平成17年3月22日から適用する。